

山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(252) 一略一</p> <p>(253) 砂利採取 砂利採取 <u>37,700円</u> 法第16条の規 計画認可 定に基づく砂 申請手 数の採取計画 料 の認可の申請 に対する審査</p> <p>(254) 砂利採取 砂利採取 <u>17,000円</u> 法第20条第1 計画変更 項の規定に基 認可申請 づく砂利の採 手 数 料 取計画の変更 の認可の申請 に対する審査</p> <p>(255)～(360) 一略一</p> <p>(361) 建築基準 用途地域 180,000円 法第48条第1 等におけ 項ただし書、第 建築等 2項ただし書、 許可申請 第3項ただし 手 数 料 書き、第4項た だし書き、第5 項ただし書、第 6項ただし書、 第7項ただし 書、第8項た だし書、第9項 だし書、第10項 だし書、第11 項ただし書、第 12項ただし書 <u>又は第13項た だし書</u>（これら の規定を同法</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(252) 一略一</p> <p>(253) 砂利採取 砂利採取 <u>33,900円</u> 法第16条の規 計画認可 定に基づく砂 申請手 数の採取計画 料 の認可の申請 に対する審査</p> <p>(254) 砂利採取 砂利採取 <u>15,000円</u> 法第20条第1 計画変更 項の規定に基 認可申請 づく砂利の採 手 数 料 取計画の変更 の認可の申請 に対する審査</p> <p>(255)～(360) 一略一</p> <p>(361) 建築基準 用途地域 180,000円 法第48条第1 等におけ 項ただし書、第 建築等 2項ただし書、 許可申請 第3項ただし 手 数 料 書き、第4項た だし書き、第5 項ただし書、第 6項ただし書、 第7項ただし 書、第8項た だし書、第9項 だし書、第10項 だし書、第11 項ただし書、第 12項ただし書、 <u>第13項ただし 書又は第14項 だし書</u>（これ</p>

第87条第2項
及び第3項並
びに第88条第
2項において
準用する場合
を含む。)の規
定に基づく新
築等の許可の
申請に対する
審査

(362)～(363) 一略一

(364) 建築基準 建築物の 33,000円
法第53条第5 建ぺい率
項第3号に基 に関する
づく建築物の 制限の適
建ぺい率に関 用除外に
する制限の適 係る許可
用除外に係る 手数料
許可の申請に
対する審査

(365)～(368) 一略一

(369) 建築基準 高度利用 160,000円
法第59条第1 地区にお
項第3号に基 ける建築
づく建築物の 物の容積
容積率、建ぺい 率、建ぺい
率、建築面積又 率、建築面
は壁面の位置 積又は壁
に関する特例 面の位置
の許可の申請 の特例許
に対する審査 可申請手
数 料

(370)～(383) 一略一

(384) 建築基準 一団地の 27,000円
法第86条の6 住宅施設
第2項の規定 に関する
に基づく建築 都市計画
物の容積率、建 に基づく
ぺい率、外壁の 建築物の
後退距離又は 容積率、建
高さに関する ぺい率、建
制限の適用除 築面積又
外に係る認定 は壁面の

らの規定を同
法第87条第2
項及び第3項
並びに第88条
第2項におい
て準用する場
合を含む。)の
規定に基づく
新築等の許可
の申請に対す
る審査

(362)～(363) 一略一

(364) 建築基準 建築物の 33,000円
法第53条第5 建蔽率に
項第3号に基 関する制
づく建築物の 限の適用
建蔽率に関す 除外に係
る制限の適用 る許可手
除外に係る許 数 料
可の申請に対
する審査

(365)～(368) 一略一

(369) 建築基準 高度利用 160,000円
法第59条第1 地区にお
項第3号に基 ける建築
づく建築物の 物の容積
容積率、建蔽 率、建蔽
率、建築面積又 率、建築面
は壁面の位置 積又は壁
に関する特例 面の位置
の許可の申請 の特例許
に対する審査 可申請手
数 料

(370)～(383) 一略一

(384) 建築基準 一団地の 27,000円
法第86条の6 住宅施設
第2項の規定 に関する
に基づく建築 都市計画
物の容積率、建 に基づく
蔽率、外壁の後 建築物の
退距離又は高 容積率、建
さに関する制 蔽率、建
限の適用除外 築面積又
に係る認定の は壁面の

の申請に対する位置の特
る審査 例許可申
請手数料

(384)の2～(385)の3 一略一

(386) 建築士法 二級建築 16,900円

第13条の規定 士試験又
に基づく二級は木造建
築士試験又 築士試験
は木造建築士手 数 料
試験の実施

(387)～(478) 一略一

申請に対する位置の特
審査 例許可申
請手数料

(384)の2～(385)の3 一略一

(386) 建築士法 二級建築 17,700円

第13条の規定 士試験又
に基づく二級は木造建
築士試験又 築士試験
は木造建築士手 数 料
試験の実施

(387)～(478) 一略一

山形県屋外広告物条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(特別規制地域及び禁止物件)	(特別規制地域及び禁止物件)
第2条 次に掲げる地域、区域又は場所（自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第3章、第4章又は第6章の規定による原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び山形県自然環境保全地域並びに自然公園法（昭和32年法律第161号）第2章又は第3章の規定による国立公園及び国定公園並びに山形県立自然公園の特別地域（以下「原生自然環境保全地域等」という。）を除く。以下「特別規制地域」という。）において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置してはならない。	第2条 次に掲げる地域、区域又は場所（自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第3章、第4章又は第6章の規定による原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び山形県自然環境保全地域並びに自然公園法（昭和32年法律第161号）第2章又は第3章の規定による国立公園及び国定公園並びに山形県立自然公園の特別地域（以下「原生自然環境保全地域等」という。）を除く。以下「特別規制地域」という。）において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置してはならない。
(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた次に掲げる地域及び地区	(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた次に掲げる地域及び地区
イ 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域（知事が指定する区域を除く。）	イ 第一種低層住居専用地域、 <u>第二種低層住居専用地域及び田園住居地域</u> （知事が指定する区域を除く。）
ロ 一略一	ロ 一略一
(2)～(9) 一略一	(2)～(9) 一略一
2 次に掲げる物件（以下「禁止物件」という。）に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。	2 次に掲げる物件（以下「禁止物件」という。）に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
(1)～(5) 一略一	(1)～(5) 一略一
(6) 道路標識、信号機、歩道柵、駒止、里程標、ガードレール、防雪施設、防砂施設、 <u>カーブミラー及びパーキングメーター</u>	(6) 道路標識、信号機、歩道柵、駒止、里程標、ガードレール、防雪施設、防砂施設 <u>及びカーブミラー</u>
(7)～(10) 一略一	(7)～(10) 一略一
3 一略一	3 一略一
	<u>(点検)</u>
	第12条の2 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、規則で定めるところにより、 <u>当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況について定期的に点検を行い、必要が生じたときは、修繕その他の措置を講じなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。</u>
	2 第6条第1項の規定による許可の更新を受けようとする者（前項ただし書に規定する規則で定める広告物又は掲出物件について許可の更新を受けようとする者を除く。）は、規

則で定めるところにより、前項の規定による
点検及び措置の内容を知事に報告しなければ
ならない。

山形県都市公園条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
第 1 条の 4 -略-	第 1 条の 4 -略- 第 1 条の 4 の 2 政令第 8 条第 1 項の条例で定め る割合は、100分の50とする。

山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行			改 正 案							
別表			別表							
占用物件	単位	占用料			占用物件	単位	占用料			
		所在地					所在地			
		第 1 級地	第 2 級地	第 3 級地			第 1 級地	第 2 級地	第 3 級地	
法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱	1 本	430	360	310	第 1 種電柱	1 本	440	350	300
	第 2 種電柱	に つ	660	550	480	第 2 種電柱	に つ	680	540	470
	第 3 種電柱	き 1	900	740	650	第 3 種電柱	き 1	920	730	630
	第 1 種電話柱	年	390	320	280	第 1 種電話柱	年	400	320	270
	第 2 種電話柱		620	510	450	第 2 種電話柱		630	500	440
	第 3 種電話柱		850	700	620	第 3 種電話柱		870	690	600
	その他の柱類		39	32	28	その他の柱類		40	32	27
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートル	4	3	3	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートル	4	3	3
	地下に設ける電線その他の線類	ルにつつき 1 年	2	2	2	地下に設ける電線その他の線類	ルにつつき 1 年	2	2	2
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	380	310	270	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	390	310	270
	地下に設ける変圧器	占 用 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 年	230	190	170	地下に設ける変圧器	占 用 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 年	240	190	160
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	770	640	560	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	790	630	540
	郵便差出箱及び信書便差出箱		320	270	240	郵便差出箱及び信書便差出箱		330	270	230

	広告塔	表示面積 1平方メートルにつき 1年	1,900	1,100	760
	その他のもの	占用面積 1平方メートルにつき 1年	770	640	560
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	16	13	12
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23	19	17
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		35	29	25
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		46	38	34
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		70	57	50
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		93	76	67

	広告塔	表示面積 1平方メートルにつき 1年	1,700	960	670
	その他のもの	占用面積 1平方メートルにつき 1年	790	630	540
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	17	13	11
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		24	19	16
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		36	28	24
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		47	38	33
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		71	57	49
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		95	76	65

	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>160</u>	130	<u>120</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>230</u>	190	<u>170</u>
	外径が1メートル以上のもの			<u>460</u>	380	<u>340</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積	1平方メートルにつき		<u>770</u>	<u>640</u>	<u>560</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下階及び地下室の階数が1のもの	1年	Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額			
			Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額			
			Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額			
	上空に設ける通路			<u>930</u>	<u>530</u>	<u>380</u>
地下に設ける通路			<u>560</u>	<u>320</u>	<u>230</u>	
その他のもの			<u>770</u>	<u>640</u>	<u>560</u>	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積	1平方メートルにつき	<u>19</u>	<u>11</u>	<u>8</u>
	その他のもの	占用面積	1平方メートルにつき	<u>190</u>	<u>110</u>	<u>76</u>

	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>170</u>	130	<u>110</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>240</u>	190	<u>160</u>
	外径が1メートル以上のもの			<u>470</u>	380	<u>330</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積	1平方メートルにつき		<u>790</u>	<u>630</u>	<u>540</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下階及び地下室の階数が1のもの	1年	Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額			
			Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額			
			Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額			
	上空に設ける通路			<u>870</u>	<u>480</u>	<u>340</u>
地下に設ける通路			<u>520</u>	<u>290</u>	<u>200</u>	
その他のもの			<u>790</u>	<u>630</u>	<u>540</u>	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積	1平方メートルにつき	<u>17</u>	<u>10</u>	<u>7</u>
	その他のもの	占用面積	1平方メートルにつき	<u>170</u>	<u>96</u>	<u>67</u>

	の		面積 1平方 メートル につき 1月			
令第7条 第1号に掲げる物 件	看板（ア） 的に設置するもの を除く。）	一時に面積 1平方メートル につき 1月	表示面積 1平方メートル につき 1月	190	110	76
	その他のも の	その面積 1平方メートル につき 1年	表示面積 1平方メートル につき 1年	1,900	1,100	760
	標識	1本につき 1年	1本につき 1年	620	510	450
	旗ざ お	祭礼、日 縁、その他 の日に催し に際し、一 時的に設 けるもの	1本につき 1日	19	11	8
		その他のも の	1本につき 1月	190	110	76
	幕（令 第7条）	祭礼、日 縁	その面積	19	11	8

	の		面積 1平方 メートル につき 1月			
令第7条 第1号に掲げる物 件	看板（ア） 的に設置するもの を除く。）	一時に面積 1平方メートル につき 1月	表示面積 1平方メートル につき 1月	170	96	67
	その他のも の	その面積 1平方メートル につき 1年	表示面積 1平方メートル につき 1年	1,700	960	670
	標識	1本につき 1年	1本につき 1年	630	500	440
	旗ざ お	祭礼、日 縁、その他 の日に催し に際し、一 時的に設 けるもの	1本につき 1日	17	10	7
		その他のも の	1本につき 1月	170	96	67
	幕（令 第7条）	祭礼、日 縁	その面積	17	10	7

条第4号に掲げる工事用施設があるものを除く。)	その他の方メートルにつき1日	1				
	その面積1平方メートルにつき1月	190	110	76		
アーチ	車道を横断するもの	1	基	1,900	1,100	760
			につ	930	530	380
令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積		770	640	560	
令第7条第3号に掲げる施設	1平方メートルにつき1年		Aに0.028を乗じて得た額			
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートル		190	110	76	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	ルにつき1月		77	64	56	
令第	トンネルの	占用	Aに	Aに	Aに	

条第4号に掲げる工事用施設があるものを除く。)	その他の方メートルにつき1日	1				
	その面積1平方メートルにつき1月	170	96	67		
アーチ	車道を横断するもの	1	基	1,700	960	670
			につ	870	480	340
令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積		790	630	540	
令第7条第3号に掲げる施設	1平方メートルにつき1年		Aに0.034を乗じて得た額			
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートル		170	96	67	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	ルにつき1月		79	63	54	
令第	トンネルの	占用	Aに	Aに	Aに	

7 条 第 8 号に 掲げ る施 設	上又は高架 の道路の路 面下に設け るもの	面積 1 平 方メ ートル につき 1 年	0.016	0.017	0.02
	上空に設け るもの		を乗じて得た額		
	その他のもの		A に 0.028 を乗じて得た額		
令 第 7 条 第 9 号に 掲げ る施 設	建築物		A に 0.016	A に 0.017	A に 0.02
	その他のもの		を乗じて得た額		
令 第 7 条 第 10 号に 掲げ る施 設及 び自	建築物		A に 0.02 を乗じて得た額		
	その他のもの		A に 0.011	A に 0.012	A に 0.014
			を乗じて得た額		

7 条 第 8 号に 掲げ る施 設	上又は高架 の道路の路 面下(当該 路面下の地 下を除く。) に設けるもの	面積 1 平 方メ ートル につき 1 年	0.017	0.019	0.024
	上空に設け るもの		A に 0.024 を乗じて得た額		
	地下階数 (トが 1 ンネのも ルのの 上の階数 地下が 2 を除く。) に設ける もの のもの のもの		A に 0.005 を乗じて得た額		
			A に 0.008 を乗じて得た額		
			A に 0.01 を乗じて得た額		
	その他のもの		A に 0.034 を乗じて得た額		
令 第 7 条 第 9 号に 掲げ る施 設	建築物		A に 0.017	A に 0.019	A に 0.024
	その他のもの		を乗じて得た額		
令 第 7 条 第 10 号に 掲げ る施 設及 び自	建築物		A に 0.024 を乗じて得た額		
	その他のもの		A に 0.012	A に 0.014	A に 0.017
			を乗じて得た額		

動 車 駐 車 場					
令 第 7 条 第 11 号 に 掲 げ る 応 急 仮 設 建 築 物	トンネルの 上又は高架 の道路の路 面に下に設け るもの 上空に設け るもの その他のも の	A に 0.016	A に 0.017	A に 0.02	を 乗 じ て 得 た 額
令 第 7 条 第 12 号 に 掲 げ る 器 具		A に 0.028 を 乗 じ て 得 た 額			
令 第 7 条 第 13 号 に 掲 げ る 施 設	トンネルの 上又は自動 車専用道路 (高架のも のに限る。) の路面下に 設けるもの 上空に設け るもの その他のも の	A に 0.016	A に 0.017	A に 0.02	を 乗 じ て 得 た 額
		A に 0.02 を 乗 じ て 得 た 額			
		A に 0.028 を 乗 じ て 得 た 額			

動 車 駐 車 場					
令 第 7 条 第 11 号 に 掲 げ る 応 急 仮 設 建 築 物	トンネルの 上又は高架 の道路の路 面に下に設け るもの 上空に設け るもの その他のも の	A に 0.017	A に 0.019	A に 0.024	を 乗 じ て 得 た 額
令 第 7 条 第 12 号 に 掲 げ る 器 具		A に 0.034 を 乗 じ て 得 た 額			
令 第 7 条 第 13 号 に 掲 げ る 施 設	トンネルの 上又は自動 車専用道路 (高架のも のに限る。) の路面下に 設けるもの 上空に設け るもの その他のも の	A に 0.017	A に 0.019	A に 0.024	を 乗 じ て 得 た 額
		A に 0.024 を 乗 じ て 得 た 額			
		A に 0.034 を 乗 じ て 得 た 額			

備 考

- 1 一略一
- 2 所在地とは、占有物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占有物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。
 - (1) 一略一
 - (2) 第2級地 米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、長井市、東根市、南陽市、東村山郡山辺町、同郡中山町、西村山郡河北町及び東田川郡三川町の区域をいう。
 - (3) 一略一
- 3～7 一略一
- 8 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若

備 考

- 1 一略一
- 2 所在地とは、占有物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占有物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。
 - (1) 一略一
 - (2) 第2級地 米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、長井市、東根市、南陽市、東村山郡山辺町、同郡中山町、西村山郡河北町、東置賜群高畠町及び東田川郡三川町の区域をいう。
 - (3) 一略一
- 3～7 一略一
- 8 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル

しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

9 ー略ー

若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

9 ー略ー

山形県空港管理条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p data-bbox="220 235 316 268">附 則</p> <p data-bbox="134 280 794 750">3 前項の航空機のうち山形空港と東京国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものに関する別表第1着陸料の項の規定の適用については、平成15年4月1日から平成30年3月31日までの間は、前項の規定にかかわらず、同表着陸料の項第1号中「イ及びロの金額の合計額に」とあるのは「イ及びロの金額の合計額に10分の1を乗じて得た額に」と、同項第2号中「イ又はロの金額に」とあるのは「イ又はロの金額に10分の1を乗じて得た額に」とする。 （着陸料の不徴収）</p> <p data-bbox="134 761 794 1097">4 附則第2項の航空機のうち、山形空港と愛知県名古屋飛行場との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては平成26年3月30日から平成30年3月31日までの間、山形空港と新千歳空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては平成29年3月26日から平成30年3月31日までの間は、第16条の規定にかかわらず、着陸料は、徴収しない。</p>	<p data-bbox="887 235 983 268">附 則</p> <p data-bbox="801 280 1466 750">3 前項の航空機のうち山形空港と東京国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものに関する別表第1着陸料の項の規定の適用については、平成15年4月1日から平成31年3月31日までの間は、前項の規定にかかわらず、同表着陸料の項第1号中「イ及びロの金額の合計額に」とあるのは「イ及びロの金額の合計額に10分の1を乗じて得た額に」と、同項第2号中「イ又はロの金額に」とあるのは「イ又はロの金額に10分の1を乗じて得た額に」とする。 （着陸料の不徴収）</p> <p data-bbox="801 761 1466 1097">4 附則第2項の航空機のうち、山形空港と愛知県名古屋飛行場との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては平成26年3月30日から平成31年3月31日までの間、山形空港と新千歳空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては平成29年3月26日から平成31年3月31日までの間は、第16条の規定にかかわらず、着陸料は、徴収しない。</p>